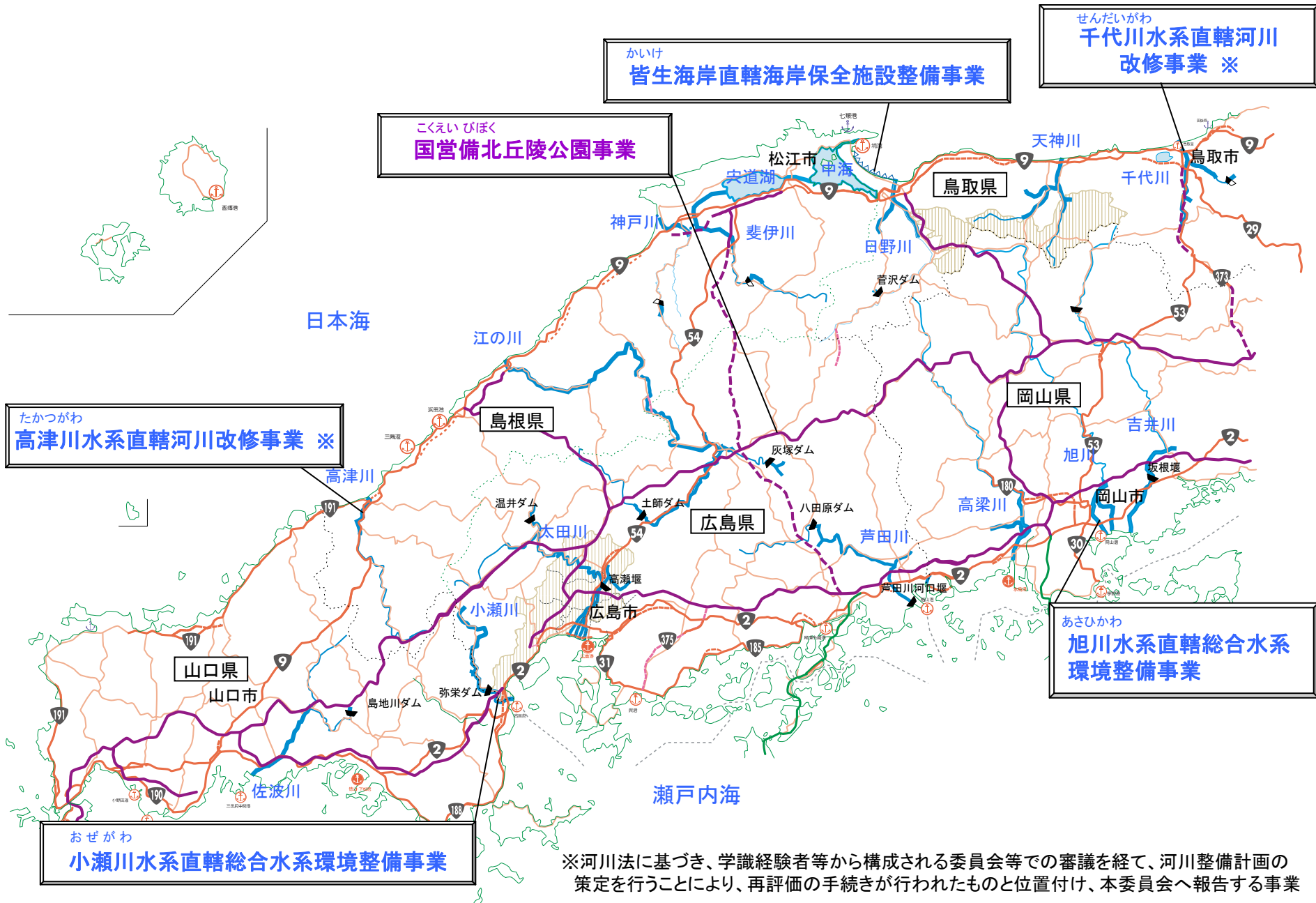


平成20年度 第3回中国地方整備局事業評価監視委員会 対象事業位置図



※河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定を行うことにより、再評価の手続きが行われたものと位置付け、本委員会へ報告する事業